

平成28年10月吉日

会員薬局各位

(一社) 三重県薬剤師会 医療・介護保険委員会  
委員長 藤本 修嗣

## 妥結率に係る報告について

平素は、委員会活動に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、報告年度（平成28年度）の4月1日以前に指定された保険薬局については、妥結率の実績について、10月末までに地方厚生局へ報告していただくことが必要です。

妥結率の実績の計算期間は、報告年度の当年4月1日から9月30日までとなりますので、必ずご提出いただきますようにご案内申し上げます。妥結率に係る報告書は、1部提出となります。

妥結率の実績が50%以下の場合、翌年4月1日から翌々年3月31日まで、「妥結率が低い保険薬局」とみなされます。また、妥結率の実績を報告されない場合も、「妥結率が低い保険薬局」とみなされますのでご留意願います。

報告年度の4月2日以降に新規に指定された保険薬局は、翌々年3月31日まで妥結率が低いとはみなされません。

なお、妥結率に係る報告書（様式85）のとおりですが、注意事項に該当する保険薬局以外は、報告書のみを提出してください。

### (注意事項)

※同一グループ内の保険薬局の処方せん受付回数の合計が1月に4万回を超えると判断されるグループに属する保険薬局についてのみ、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等、妥結率の根拠となる資料（契約書の写しのみ）を添付してください。

### ○報告書の提出先・お問い合わせ先について

東海北陸厚生局三重事務所

住所 〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階

電話 059-213-3533 FAX 059-228-3588

HPの確認先：「ホーム>業務内容>保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係>妥結率に係る報告について」をご覧ください。